

トラック奈良

9

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和7年]2025

No.377



「十七夜盆踊り」東大寺二月堂



公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

奈良県脱炭素・水素社会推進協議会 設立総会

令和7年7月29日（火）、午後2時から、奈良春日野国際フォーラム薨において、奈良県脱炭素・水素社会推進協議会設立総会が開催されました。

同協議会会長の山下 真奈良県知事が、「毎日、35度を超える暑い日が続いており、地球温暖化がいよいよ私達の身近な生活に差し迫っているということを本当に感じない日は無いくらいです。県庁には既に脱炭素・水素社会推進本部を立ち上げ、奈良県庁としての取り組みは既に実施しているが、県庁だけで取り組んでも、脱炭素という取り組みは、広がるものではありません。今回、100を超える個人、団体の皆さんに参加をお願いしたところ、一つも断られることもなく、承諾をいただきました。人類が直面する、地球温暖化と脱炭素の取り組みについて、国の取り組みと歩調をあわせる形で遂行していきたいと考えています。今後とも、当協議会の活動に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。」と、設立の挨拶をされました。

続いて、芦名秀一 国立環境研究所 社会システム領域脱炭素対策評価研究室長から「地球温暖化の現状および将来予測について」、水野文人 株式会社日本政策投資銀行 産業調査部調査役から「産業特性を活かしたカーボンニュートラル戦略」をテーマに講演が行われました。





▲写真左から2人目 藤野良次 奈良県議会議員 奈良県議会副議長

▲会長 山下 真 奈良県知事



▲写真前列左から 森島和洋 奈良県バス協会会長、塚本哲夫 奈良県トラック協会会長、1人おいて池田英憲 奈良県タクシー協会会長



「二月堂本堂内の万灯明」

毎月17日は観音様の縁日で、特に旧暦8月17日は「十七夜（じゅうしちや）」と呼ばれ、昔から各地の観音霊場で様々な法要や催しが行われてきた。東大寺の二月堂でも、毎年9月17日、堂内に万灯明をともし、本堂周辺にも万灯笼を配置して「十七夜」の法要をお勤めしている。

奈良県脱炭素・水素社会推進協議会 設立総会	巻頭
理事会	3
総務委員会	5
環境対策委員会	5
災害時緊急対策委員会	5
奈良労働局安全衛生表彰式	6
奈良県 尾崎俊之 危機管理監に報告	7
奈良県警察本部警備部へ災害対策啓発冊子	8
奈良県トラック協会 奈良支部会	9
参議院議員 司 隆史 氏来訪	10

■ 近畿運輸局から

近畿運輸局からのお知らせ	11
--------------	----

■ 全ト協から

第130回 トラック運送業界の景況感(速報)	12
軽油価格調査集計表(2025年6月)	16
飲酒運転撲滅を目指して	17

■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	18
STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	20

■ 奈ト協から

事業用自動車事故事例No.121	22
KIT事業の案内	23
適正化事業・巡回指導報告書	24
トラックの構造上の特性	25
9月・10月の行事(予定)表	26

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	27
---------------	----

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	29
自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式	30
奈良県自動車関係団体協議会 通常総会	巻末

第301回 理事会

日時：令和7年8月5日(火) 午後0時30分～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 29名 出席 20名 欠席 9名



常任委員等を選任

理事会の冒頭、塚本哲夫会長があいさつ。「5月に役員改選をして初めての理事会。新任の理事、引続きの理事、監事さん2年間よろしくお願ひしたい。奈良県トラック協会は事故防止、交通安全への取組み、環境

問題への取組み、災害時の緊急輸送体制の確立を最重要課題として運営している。今年度も変わらず、継続していく。事故防止に関しては飲酒運転根絶のセミナーや車輪脱落の対策セミナーがあり、若手運転手の確

保、外国人ドライバーの採用、未払い残業対策セミナーなど実務的にお役に立てるよう部会や支部と連携して進めていきたい」と述べ、審議に入りました。

議 事

審議事項は、次の通りです。

- (1) 相談役の委嘱について 廣瀬久雄理事が6月に藤俊運輸(株)の社長を退任し、会長に就任。協会理事を21年間勤めるなど協会への多大な貢献があり、塚本会長が相談役に推薦 ⇒ 承認
- (2) 常任委員会委員の選任(案)について ⇒ 承認
- (3) 協会の人事及び事務局組織規程の一部変更(案)について 総務課を総務・情報処理課に変更。9月1日付けで大西係長を課長に昇進させ、上村総務課長、大西情報処理課長とする。 ⇒ 承認
- (4) 会員の入会(案)について ⇒ 承認(2社入会で会員総数は520社)

新たに2社入会されました

- (株) ユーエムロジ
大和郡山市筒井町747-1-303
- (株) 岡田商店
奈良市月ヶ瀬石打141



報告事項は、次の通りです。

- (1) 第30回全国トラック運送事業者大会について 10月15日(水)に新潟市朱鷺メッセ新潟コンベンションセンターで開催されるとし、22名が出席する予定であることを報告。
- (2) 使用貸借契約書締結について(奈良交通自動車教習所、奈良県警察)講習で使用するDVDを無償で貸し出すと事務局から報告した。
- (3) 優秀運転者顕彰受章候補者(金・銀十字章)の推薦について 10社18名(金十字章 4

- 名、銀十字章14名)を推薦すると報告した。
- (4) 2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の申請受付について全国で7504事業所の申請が受理され、県内から46事業所の申請があり、本年12月中旬に認定結果が公表されると報告。
- (5) 委員会報告について(交付金運営)令和7年度近代化基金融資推薦状況について報告した。
- (6) 各種助成金の執行状況につ

いて事務局から報告。

- (7) その他 協会の広報事業について 奈良県トラック協会のCMを劇場版「鬼滅の刃 無限城編」の上映館2館で、7月後半2週間放映した。費用は全国統一広報事案として全ト協に申請すると報告。



出席されたのは次のみなさんです (社名・敬称略)

会長=塚本 副会長=中・萩原・西川(直)・吉岡(幹) 監事=阪井・東口・壺井 専務理事=中林
常務理事=松村 理事=谷口・辰巳(裕)・山口(秀)・奥田・辰巳(貴)・森本・西川(武)・櫻本・鳥山・
原口・岸元・山口(滋)・笠見

令和7年度 第2回総務委員会・ 第1回環境対策委員会・ 第1回災害時緊急対策委員会

日時：令和7年8月5日(火) 午後1時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：総務委員会：塚本会長、委員8名(萩原担当副会長は委員に含む)
環境対策委員会：委員6名(塚本会長、吉岡担当副会長は委員に含む)
災害時緊急対策委員会：委員6名(塚本会長、西川担当副会長は委員に含む)

各委員会 委員長・副委員長が下記の通り選出されました。

■総務委員会

委員長 山口秀人 氏【(株)山口商事】



副委員長 中谷真介 氏【(株)メンテナンス・コシバ】



■環境対策委員会

委員長 櫻本貴大 氏【(株)下市合同貨物自動車】



■災害時緊急対策委員会

委員長 吉岡正樹 氏【(株)さくら商事】



令和7年度 奈良労働局安全衛生表彰式

日時：令和7年7月18日(金) 午前10時30分～
場所：奈良労働局 別館会議室

令和7年度安全衛生に係る奈良労働局長表彰式が開催され、(株)竹中工務店大阪本店ニチアス王寺工場新第3号棟増築工事が優良賞、(株)精和工業所奈良工場が奨励賞、植田良壽 公益社団法人奈良県労働基準協会 前会長が功績賞を受賞されました。



▲式辞 / 石崎琢也 奈良労働局長



▲来賓祝辞 / 森島和洋 (公社) 奈良県労働基準協会会長

奈良県 尾崎俊之 危機管理監に報告

令和7年8月1日（金）、塚本哲夫会長が、関係自治体に災害啓発用冊子（警戒レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう）を届けたことを、奈良県尾崎危機管理監に報告しました。



▲尾崎危機管理監（写真右）

奈良県警察本部警備部へ災害対策啓発冊子

令和7年8月6日（水）、奈良県トラック協会は、奈良県警察本部警備部に災害対策啓発冊子「警戒レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう」を持参、県内への配布状況について説明しました。

当日は、井澤敏和 警備部長が対応され、「災害への備えは大事なことであり、各警察署において、いろいろな機会に配布するなど、有効に活用させていただきます。」と、謝意を述べられました。

令和3年5月から避難情報がわかりやすく変わりました！

警戒レベル 4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう

監修／富士常葉大学元環境防災学部長 井野盛夫



奈良県トラック協会 奈良支部会

日時：令和7年7月26日(土) 午後3時45分～
場所：春日ホテル（奈良市登大路町）

奈良支部（塚本哲夫 支部長）は春日ホテルで奈良県トラック協会 奈良支部会を開催しました。支部会では塚本支部長が開会のあいさつ。その後、理事会報告と今後の支部活動予定の説

明があり、9月の交通安全県民運動の街頭活動、10月に石川県トラック協会へ災害お見舞いに訪問する計画等について了承されました。

なお、支部会の前に、株式会

社山口達也 代表取締役の山口達也氏による「飲酒運転撲滅～何故飲酒運転をしてしまうのか～」の講演がありました。



▲支部会

参議院議員 司 隆史 氏来訪

令和7年8月19日（火）、公明党の参議院議員 司 隆史（つかさ たかし）氏と公明党奈良県本部奈良県議会議員の大国正博 代表、藤田幸代 副幹事長が来訪されました。

8月29日（金）に開催される「政策要望懇談会」について話がありました。



▲写真右から、司 隆史参議院議員、大国代表、藤田副幹事長

近畿運輸局からのお知らせ

国土交通省 近畿運輸局からのお知らせ

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた
オンライン説明会【第26回】開催

開催日時：令和7年9月26日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今收受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
- ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
- ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

(今月のNEWS) 改正トラック法(令和7年6月11日公布)に基づいた運送委託書面交付義務

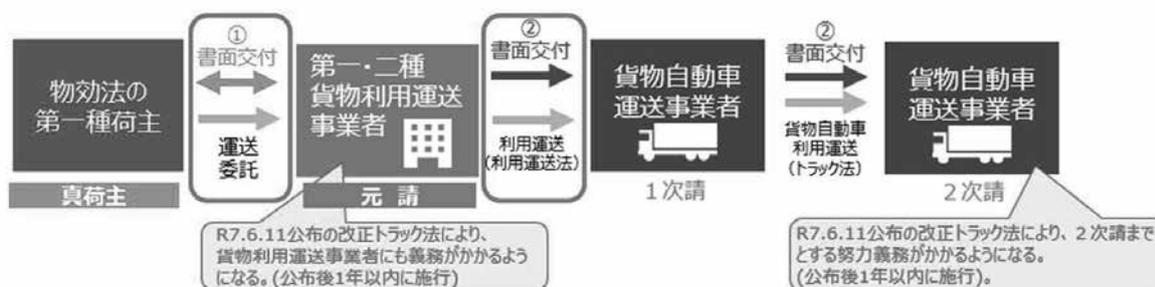
- (1) 利用運送事業者が元請事業者として荷主と運送契約を結び、相互書面交付、さらに運送委託する事業者に対し利用運送の書面交付。
- (2) 運送委託を2次請けまでとする努力義務。

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



※赤字・赤枠が変更点

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



①：第12条の規定に基づく書面交付(真荷主⇔トラック事業者・利用運送事業者)

②：第24条の規定に基づく書面交付(トラック事業者・利用運送事業者⇒トラック事業者・利用運送事業者)

【Gメンからのお願い】荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。
(例) “いつも荷待ちをさせられる”, “こんな作業までさせられている”, “運賃交渉に応じない”



目安箱
投稿用
二次元
バーコード

第130回 トラック運送業界の景況感（速報）

第130回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和7年4月～6月期

2025年6月の日銀短観調査によると、大企業の業況判断D Iは製造業が13（前环比+1）、非製造業が34（同▲1）と推移している。

しかし、トラック運送業界においては、一般貨物は輸送数量、運賃・料金水準は悪化傾向に転じ、燃料価格の高止まりや物価高による輸送原価の上昇分を十分転嫁できない状態が継続、営業利益・経常利益の悪化を反映し、景況感は前回▲18.7から▲20.0へ1.3ポイント悪化した。

なお、来期の見通しは、米国関税政策がもたらす事業環境の不透明化や人材不足、物価上昇等を反映し、景況感は今回▲20.0から▲21.8へ1.8ポイント悪化する見込みである。

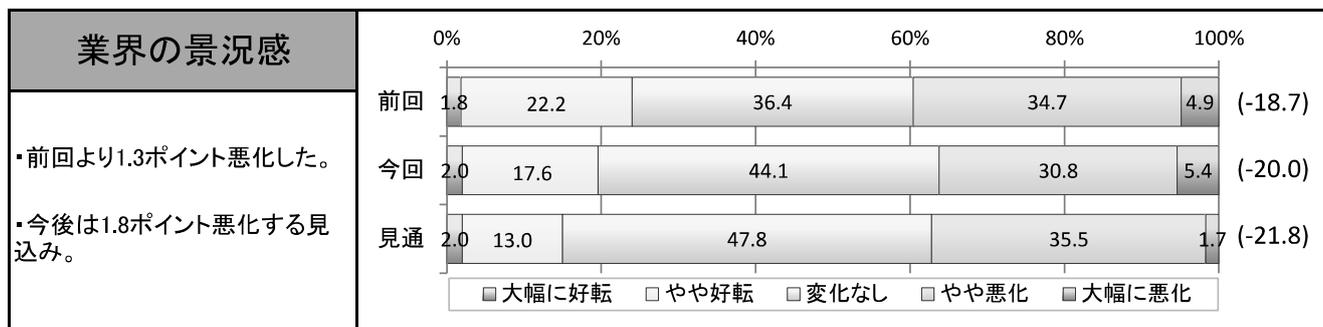
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

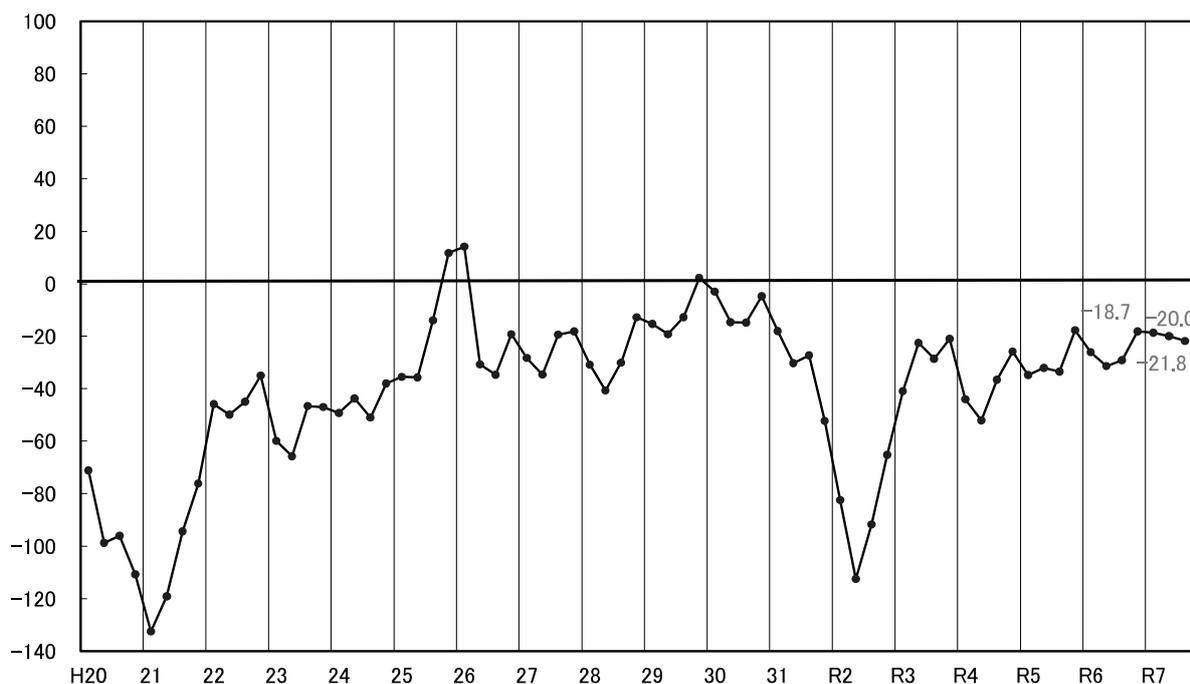
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感：今回（令和7年4月～6月期）の概況と今後の見通し

今回の状況	・輸送量は減少傾向に転じ、燃料価格の高止まりや物価高による輸送原価の上昇分を十分転嫁できず、営業利益・経常利益が悪化傾向にあることから、景況感は前回▲18.7から▲20.0へ1.3ポイント悪化した。
今後の見通し	・来期の見通しは、米国関税政策がもたらす事業環境の不透明化や人材不足、物価上昇等を反映し、景況感は今回▲20.0から▲21.8へ1.8ポイント悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感（業況判断DI）の推移（H20以降）



（注1）各グラフ（3段の横棒グラフ）の上段は前回（R7.1月～3月期）の状況、中段は今回（R7.4月～6月期）の状況、下段は今後（R7.7月～9月期）の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

（注2）各グラフ（3段の横棒グラフ）の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

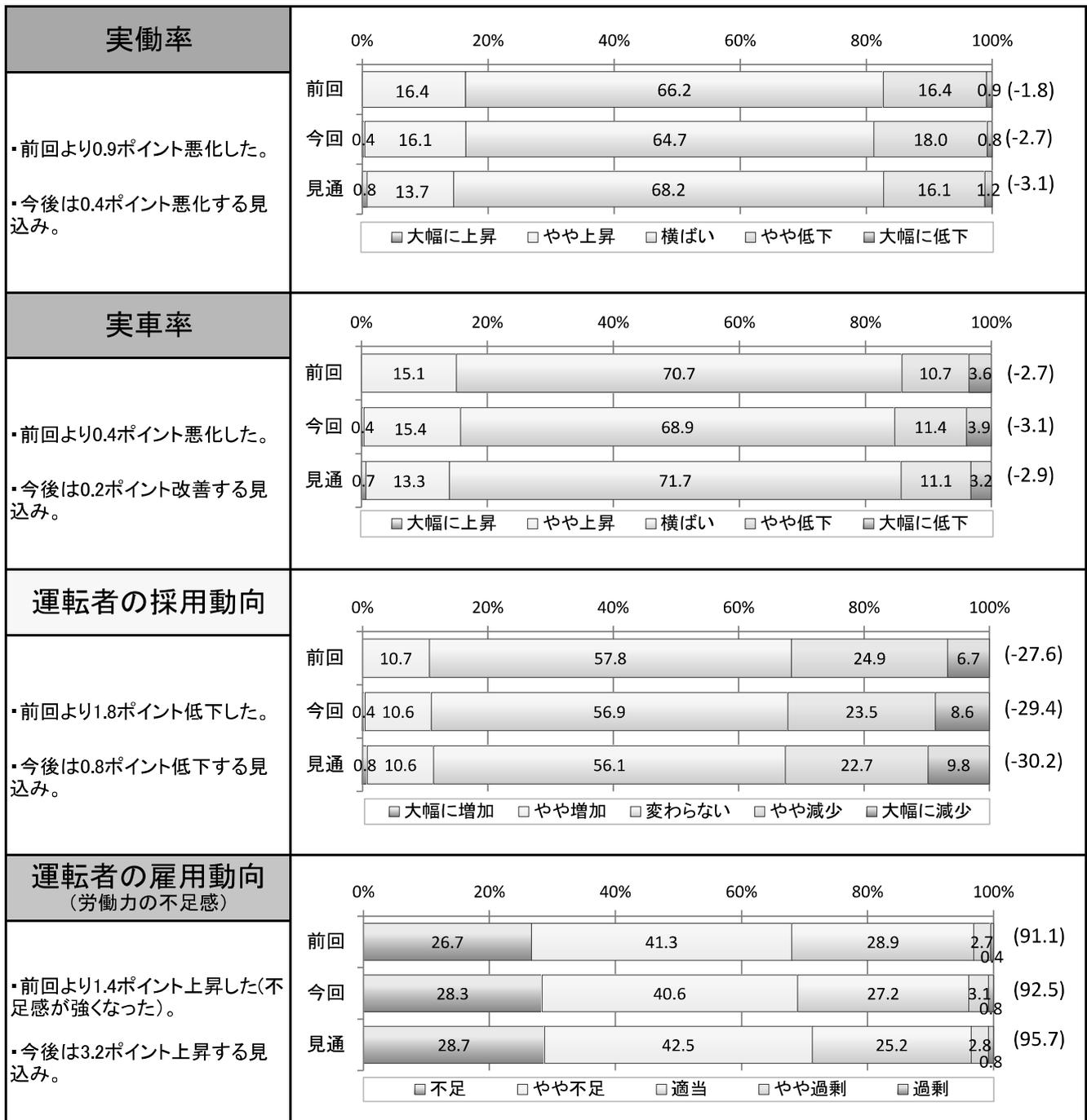
（注3）各グラフ（3段の横棒グラフ）右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A （設問Aの回答者数） $= a_1 + a_2 + a_3 + a_4 + a_5$ （設問Aの選択肢1～5の回答数の和）

指標 $= \{ (+2 \times a_1) + (+1 \times a_2) + (0 \times a_3) + (-1 \times a_4) + (-2 \times a_5) \} \div A \times 100$

2 共通の概況①: 今回(令和7年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実働率は▲2.7(前回▲1.8)と0.9ポイント悪化、実車率は▲3.1(前回▲2.7)と0.4ポイント悪化し、輸送効率は悪化した。 ・ 運転者の採用動向は▲29.4(前回▲27.6)と1.8ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は92.5(前回91.1)と1.4ポイント上昇し、労働力の不足感は一段と高くなった。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実働率は▲3.1(今回▲2.7)と0.4ポイント悪化、実車率は▲2.9(今回▲3.1)と0.2ポイント改善する見込みである。 ・ 運転者の採用動向は▲30.2(今回▲29.4)と0.8ポイント低下し、運転者の雇用動向は95.7(今回92.5)と3.2ポイント上昇し、労働力の不足感は一段と強くなる見込みである。



(注4)雇用状況については、上段は前回前回(R7.1月～3月期)の状況、中段は今回(R7.4月～6月期)の状況、下段は今後(R7.7月～9月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和7年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲40.9(前回▲37.3)と3.6ポイント減少、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲14.2(前回▲14.2)と横ばいである。 経常損益は、運送原価アップに対して十分に価格転嫁できていない状況を反映し、▲24.8(前回▲20.4)と4.4ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲28.0(今回▲40.9)と12.9ポイント増加し、貨物の再委託は▲15.7(今回▲14.2)と1.5ポイント減少の見込みである。 経常損益は、運送原価アップに対して十分に価格転嫁できていない状況を反映し、▲29.5(前回▲24.8)と4.7ポイント悪化する見込みである。

所定外労働時間	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
・前回より3.6ポイント減少した。 ・今後は12.9ポイント増加する見込み。	前回	0.4	9.8	47.6	36.4	5.8	(-37.3)
	今回	0.4	9.4	45.7	37.8	6.7	(-40.9)
	見通	2.8	7.1	54.3	31.1	4.7	(-28.0)
		■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 ■ 大幅に減少					
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
・前回から横ばいである。 ・今後は1.5ポイント減少する見込み。	前回	0.9	11.6	65.8	16.0	5.8	(-14.2)
	今回	1.2	11.4	65.0	16.9	5.5	(-14.2)
	見通	3.5	7.5	66.9	13.8	8.3	(-15.7)
		■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 変わらない □ やや減少 ■ 大幅に減少					
経常損益	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
・前回より4.4ポイント悪化した。 ・今後は4.7ポイント悪化する見込み。	前回	0.9	24.4	34.2	34.2	6.2	(-20.4)
	今回	0.8	22.8	33.5	36.6	6.3	(-24.8)
	見通	0.5	7.4	60.0	26.4	5.8	(-29.5)
		■ 大幅に好転 □ やや好転 □ 変化なし □ やや悪化 ■ 大幅に悪化					

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第130回調査は、令和7年7月1日に、モニターに対して調査開始、令和7年7月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
92	471	521

軽油価格調査集計表(2025年6月)

令和7年7月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2025年6月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	126.50	110.54	121.20

2025年6月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	126.52	109.23	122.94
出光昭和シェル	143.50	113.97	114.00
キグナス		110.50	
コスモ	113.75	110.71	122.75
その他	122.22	110.16	120.89

2025年6月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	130.43	110.73	122.09
30～50キロリットル未満		110.05	114.37
50～100キロリットル未満	118.66	109.35	
100キロリットル以上	118.60	110.12	131.10

2025年6月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		110.65	119.73
30～60日未満	125.53	110.14	121.54
60日以上	146.00	113.30	

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年2月	133.38	121.07	128.77
2025年3月	134.57	123.41	130.73
2025年4月	136.28	125.44	133.65
2025年5月	133.53	118.51	128.53
2025年6月	126.50	110.54	121.20

※消費税抜きの価格となります。

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策マニュアル

平成18年12月1日 作成
令和6年10月1日 改訂

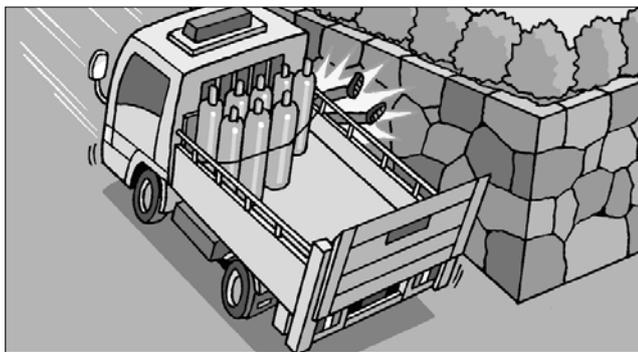
- 従業員及び家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施（事業者、運行管理者等）
 - 道路交通法、貨物自動車運送事業法等関係法令や飲酒による影響・弊害等を再確認させるための資料作成・研修等飲酒運転防止教育を積極的に行い、問題意識の共有を図るとともに従業員に必要な対策等の提言を求める。
 - 飲酒運転を根絶させるため、飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について事業者が手紙等で家族への協力要請を積極的に行う。
 - 労働組合、従業員との協体制度を強化する。
 - アルコール依存症検査の円滑化を図るため、スクリーニング検査の実施要領や、依存症の疑いとなった運転者は運行管理者に報告を求めることなどを規程に盛り込む。また、検査費用や、治療費などの負担方法、乗務可否判断についても、運転者などの意見も参考とするなど、プライバシーにも配慮した規程とする。
- 飲酒に関する規制の強化（事業者、運行管理者等）
 - 勤務に支障を及ぼす恐れのあるような飲酒を禁止する。
 - 勤務時間前は飲酒を禁止する。なお、飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する（年齢、体質、体調、飲酒量により個人差がある）。
 - 勤務中（休憩、仮眠、フェリー乗船中等を含む。）における飲酒を禁止する。
 - 飲酒運転に関する懲戒処分を強化する。（社内懲戒処分規定の制定・改正等）
- 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握（事業者、運行管理者等）
 - 管理者による個別面談、自己申告等により個々の運転者の飲酒実態を把握する。また、健康診断結果を積極的に活用する。
 - 運転者本人の了解のもとに運転記録証明書を年1回取得し、飲酒運転の違反歴が新たに発見された運転者に対しては社内処分を行うとともに厳正な指導を行う。
 - 飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに専門医によるカウンセリング等適切な処理を講じる。
（内閣府のホームページから交通安全対策の飲酒運転根絶対策を参照等）
https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/inshu/inshu_h20.html
- 厳正な点呼の実施（運行管理者等）
 - 出庫時・帰庫時の点呼においては対面による点呼を確実に実施して酒気帯びの有無を報告させるとともに、アルコール検知器により測定させ、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。また、酒気帯びの有無の判断は道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ℓ又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓ以上であるかを問わないものとする。なお、酒気帯びが確認された場合は、(5)による措置をとる。
 - 対面による点呼が出来ない場合において、点呼を行う場合は、運転者にアルコール検知器を携帯させ、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、点呼時に酒気帯びの有無をアルコール検知器を用いて測定させ、その結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合であっても、当該測定結果を営業所に伝送させる方法）で報告させるとともに、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
 - 点呼内容を充実・強化する。
 - 点呼執行者と運転者との物理的距離（起立位置・足型表示等）の見直しを行い、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等目視でも酒気帯びの有無を確認する。
 - 乗務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を運転者から自発的に報告するよう改善する。
 - 乗務終了後の酒気帯びの有無の確認を徹底する。
 - 点呼の執行体制を強化する。
 - 運行管理者と運行管理補助者との業務に見合った運行管理体制及び連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
 - 照明等点呼執行場所の環境改善に努める。
 - 酒気帯びが確認された運転者に対しては、乗務禁止を命じる。なお、帰庫時等において酒気帯びが確認された場合は厳正な処分を行う。
- アルコール検知器の使用の徹底等（運行管理者等）
 - アルコール検知器を営業所ごとに設置し、必要に応じ携帯型アルコール検知器等を備え置き、又は営業所に属する事業用自動車に設置するものとする。
 - アルコール検知器は呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度の警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものを備え付けるものとし、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む。
 - アルコール検知器は、常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）しなければならない。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用し、管理し及び保守するとともに、次の基準により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用する。
 - 毎日確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携帯させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）
 - アルコール検知器の電源が確実に入ること。
 - アルコール検知器に損傷がないこと。
 - 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携帯させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）
 - 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
 - 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
 - アルコール検知器を運転者に貸し出して個々の運転者のアルコール濃度がどの程度の時間経過により平常値に戻るかを自覚させ、アルコールによるリスクを認識させる。
- 情報提供および理解を求めるための措置（事業者等）

各事業者ごとの飲酒運転防止対策の実施状況や飲酒運転根絶のための決意表明等を事業者の社内誌及び各都道府県トラック協会の広報誌に掲載して社内外に理解を求める。

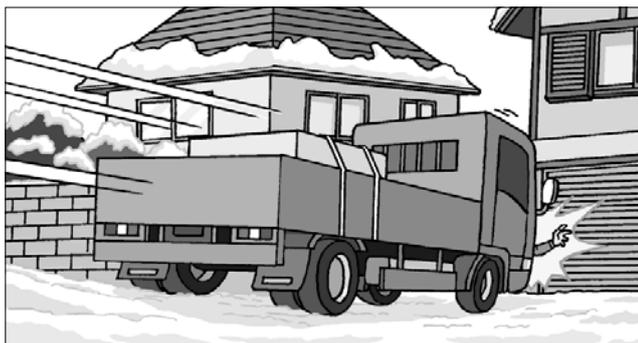
重大な労働災害を防ぐためには

4
トラックの
無人暴走による
死亡災害

トラックが無人暴走に至った原因を分析すると、トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で降車したことが大半でした。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例もありました。

事例 1 坂道で動き出した無人トラックを
止めようとして轢かれる（死亡災害）


被災者（ドライバー）は、傾斜のある道路（7～9度）に駐車させていた無人のトラックが後ろに動き出したため、止めようとして運転席に乗り込もうとしましたが、振り落とされた結果、トラックと石垣との間に挟まれました。なお、トラックを駐車させた際、エンジンは停止されていましたが、トラックのパーキングブレーキは緩く、ギアロックがされていなかったために、適切にブレーキが利いていない状態でした。

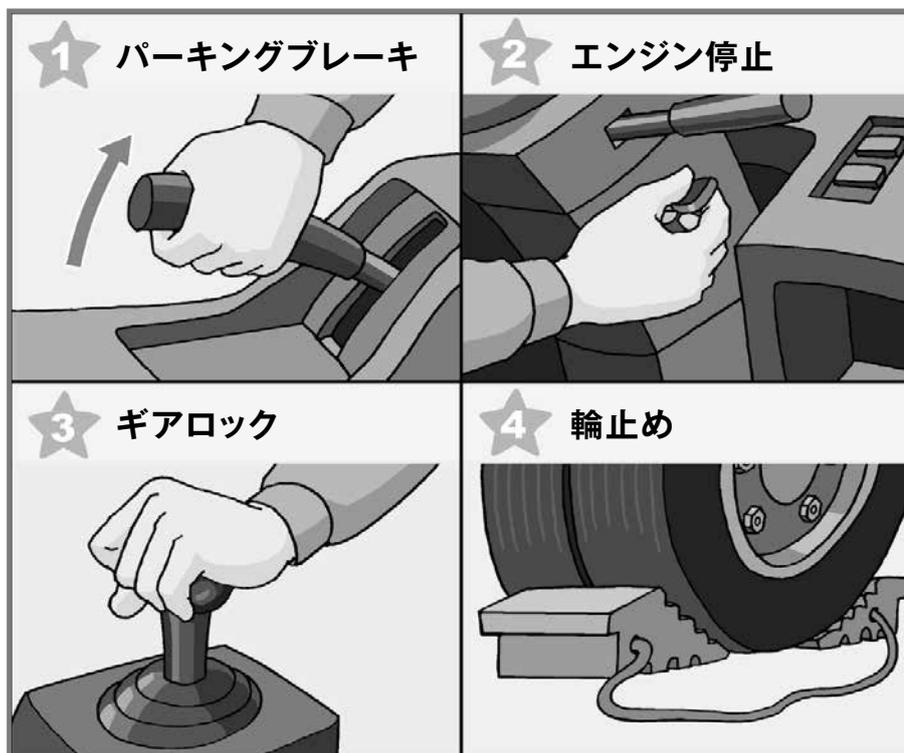
事例 2 積雪路面で無人トラックが動き出し
住宅ガレージの支柱に挟まれる（死亡災害）


積雪し、傾斜のある道路（約10度）に駐車させていた無人のトラックが前方に動き出したため、トラックの前にいた被災者（ドライバー）がトラックに押しやられ、住宅ガレージの支柱との間に挟まれました。なお、駐車時にはパーキングブレーキが適切に使用されていたほか、エンジンが停止され、ギアロックもされており、タイヤにはチェーンも装着されていました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

降車時には必ず逸走防止措置（「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット）を実施しましょう



ひとつのこと アドバイス

逸走した事例の多くは、適切な逸走防止措置が取られていなかったことで発生しています。ドライバーが降車する場合は平坦な場所にトラックを駐車させるようにするとともに、逸走防止措置の4点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。なお、寒冷地での待機中にエンジンをかけたままで車から離れた際に被災した事例もありましたので、十分に注意が必要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めましょう
- ▶ 停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近付くことは厳禁とし、周囲への警告を發しましょう
- ▶ 降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では原則として、停車させないようにしましょう



陸災防からのおしらせ

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

令和7年5月1日から9月30日まで（準備期間：4月、重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

令和6年における熱中症死亡災害（陸運業）

陸運業において、熱中症が急増しています！（対前年1名 → 6名）

令和6年における熱中症死亡災害（陸運業）

月	業種	年代	気温	業務・作業
7	陸上貨物取扱	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業。
9	一般貨物運送事業	40歳代	29.6	ドライバー。天井クレーンを用い、トラックの荷台上でパイプ束の玉掛け作業に従事。

熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります（図）。

気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体が慣れていないなどの個人の体調による影響とが組み合わされることにより、熱中症の発生が高まります。

また、屋外で活動しているときだけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症し、救急搬送されたり、不幸にも亡くなられたりすることもある恐ろしい疾患です。

図 【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重症度
I度	めまい・失神：「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直：筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。これを“熱けいれん”と呼ぶこともあります。 大量の発汗	小 ↓ 大
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感：体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態です。	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害：呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。 高体温：体に触ると熱いという感触があります。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当します。	

作業に関して次の対策をとりましょう

- ① 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努める。
- ② 熱に慣れ、その環境に適応する期間（熱順化期間）を計画的に設ける。
- ③ 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導する。
摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図る。
- ④ 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させる。
- ⑤ 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的に水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常がないかを確認する。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じる。

か：風通しをよくする
き：休憩をとる
く：クーラーを使う
け：健康管理は日頃から
こ：こまめに水分補給



健康に関して次のことに注意しましょう

- ① 熱中症発症に影響のある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の場合（有所見、治療中）は就業場所について医師と相談する。また、労働者にも熱中症に注意が必要なことを教える。
- ② 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症発症に影響があります。日常の健康管理に注意する。
- ③ 作業開始前、作業中の巡視により労働者の健康状態を確認する。

熱中症の教育の実施と救急処置

- ① 熱中症の予防に必要な対策について、作業管理者、労働者に必要な教育を行う。
- ② 救急処置については、緊急連絡網の作成、周知を行うとともに、裏面の熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行う。その間、涼しい環境への避難や脱衣・冷却なども必要です。次の場合は救急隊要請や医療機関への搬送が必要です。

- ・ 意識がなく、呼びかけに応じない、返事がおかしい、全身が痛いなどの場合
- ・ 意識があるが水分を自力で摂取できない場合
- ・ 意識があり、水分を自力で摂取できるが熱中症の症状が回復しない場合
- ・



熱中症で注意すること

● 暑さの感じ方は人によって異なります！

体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力（感受性）は個人によって異なります。自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心がけましょう。

● 高齢の方は特に注意が必要です！

熱中症患者の多くは高齢者（65歳以上）です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調節機能も低下しています。

のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給し、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って温度調整をするように心がけましょう。

● まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！

一人ひとりが周囲の人に気を配り、熱中症の予防を呼びかけ合うことで、発生を防ぐことができます。



熱中症参考サイト

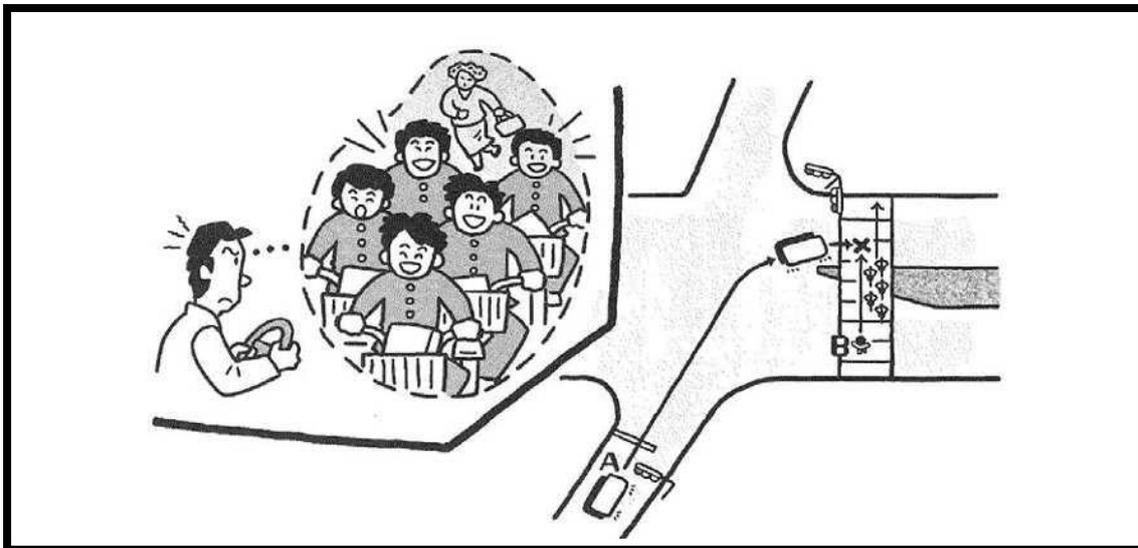
- 職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133_00001.html
- 熱中症ゼロへ <https://www.netsuzero.jp/>

📍 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

事業用自動車事故事例 No.121

(一般貨物) 自転車に気を取られた軽貨物車と歩行者の事故

■事故の概況



事故類型：人对車両 横断歩道横断中
 当事者A：軽貨物車 20歳代 男性
 当事者B：歩行者 50歳代 女性

■ 事故の概要

Aは、いつも通り慣れている交差点を右折しようと信号待ちをしていました。この交差点の近所には学校があり、Aはここを通るたびに、ルールを無視して我が物顔で通行していく自転車が非常に気になっていました。信号が青に変わり、A車はゆっくりと進行し、横断歩道手前で停止しました。やはり今日も自転車に乗った学生たちが、横断歩道を通りしてくるのを発見しました。気を付けなくてはならないと自転車に注意を集中していました。数台の自転車が通り過ぎたので、A車を進行させたところ、その後ろから駆け足で来たBと衝突してしまいました。

■ 事故から学ぶ

運転するときは「運転に集中すること」と「平常心を保つこと」が大切です。運転以外のことを考えて運転していると反応が遅くなったり状況判断を誤ったりします。また、過度に興奮すると注意力にムラができたり、また、時には運転が乱暴になったりします。横断歩道付近では、特に歩行者や自転車に注意を払うなど、走行している場所について、“起きやすい事故の種類”を想像しておくことも重要です。特に運転を職業としている方の場合は運転する距離や時間が長くなりますが、このような意識をもつことによって注意が散漫になることをある程度防げるのではないのでしょうか？

また、この事故の場合、責められるべきはA車ですが、Bが横断歩道を渡るときにもう少しA車の動静に注意を払っていたら、事故にあうこともなかったのかもしれない。

KIT事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあう必要があります。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

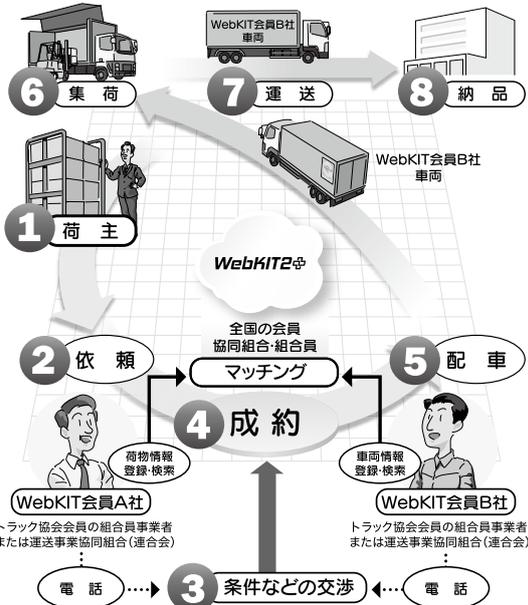
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧いただけます。



右のQRコードから
動画をご覧頂けます。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売
エネクスフリート軽油価格	日本液炭(株)
121円(令和7年7月)	79円/L(令和7年5月)
ENEOSウイング軽油価格	三井物産プラスチック(株)
119円(令和7年7月)	76円/L(令和7年5月)

※消費税別 ※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

適正化事業・巡回指導報告書(令和7年7月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和7年7月実施状況		令和7年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
18件	17件	4月	22件	8月	件	12月	件	
		5月	19件	9月	件	1月	件	
		6月	21件	10月	件	2月	件	
		7月	17件	11月	件	3月	件	
								79件

令和7年7月実施結果

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	17	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	17	1	5.9%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	17	1	5.9%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	17	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	17	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	12	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	17	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	17	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	5	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	17	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	17	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	12	4	33.3%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	17	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	17	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	17	2	11.8%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	17	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	17	5	29.4%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	17	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	17	0	0.0%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	17	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	16	1	6.3%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1	0	0.0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	17	1	5.9%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	13	6	46.2%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	13	4	30.8%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	17	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	17	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	17	3	17.6%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	17	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	17	4	23.5%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	9	0	0.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	15	0	0.0%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	17	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	17	2	11.8%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	16	2	12.5%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	17	1	5.9%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。	17	5	29.4%
指導件数合計		571	42	7.3%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	7件	5件	4件	1件	件	件	17件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	7件	5件	4件	1件	件	件	17件

トラックの構造上の特性

2

安全性の向上を図るための装置の種類と機能

1 後側方視界情報提供装置（後側方カメラ）

車両の後方および側方の視界情報を表示する機能

車両の後側方や側方の見えにくい領域の安全確認を補助するため、車両の後側方及び側方の視界を撮影し、車室内の表示装置に画像を表示する機能。

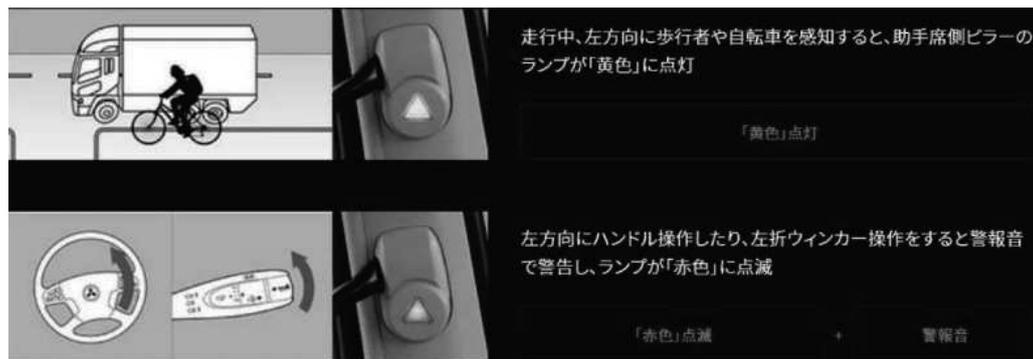


(日野自動車株式会社提供資料よりASV推進検討会作成資料に基づき作成)

2 側方衝突警報装置（巻き込み警報）

側方の物体等（自転車等）を検知、車両の通過範囲を予測して衝突を回避するよう警報する装置

左折巻き込み事故、左車線変更時の側方の衝突事故を防止するため、側方の物体（車両・自転車等）を検知、車両の通過範囲を予測し、そのまま走行すれば衝突の可能性が高いと判断した場合には、運転者に衝突を回避するよう警報する機能。



(三菱ふそうトラック・バス株式会社提供資料よりASV推進検討会作成資料に基づき作成)

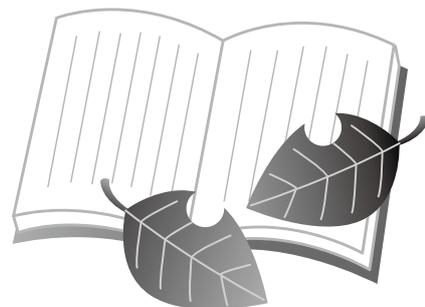
トラック協会・陸災防奈良県支部

9月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
2	火	13:00～	第2回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
5	金	13:00～	第1回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館
9	火	11:00～	第1回広報委員会	奈良県トラック会館
10	水	14:00～	奈良運輸支局 運行管理者表彰式	奈良運輸支局
13	土	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
14	日	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
19	金	13:30～	健康管理セミナー	奈良県トラック会館
20	土	8:30～	小型移動式クレーン運転技能講習会【実技】	奈良県トラック会館
21	日	9:30～	トラックの日PR活動	近鉄奈良駅前行基広場

10月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
2	木	13:30～	省エネ運転講習会	奈良県トラック会館
8	水	13:30～	荷役作業安全ガイドライン説明会	奈良県トラック会館
15	水		第30回全国トラック運送事業者大会	矚メセ 新編コンベンションセンター
24	金	13:00～	第51回奈良県産業安全衛生大会	かしはら万葉ホール
28	火	13:30～	車輪脱落事故防止対策セミナー	奈良県トラック会館



近畿交通共済からのお知らせ

事故防止機器購入(リース)にかかる経費の一部助成を実施します

当組合では本年度も昨年度に引き続き、事故防止推進のために事故防止機器の普及促進を図るため、購入(リース)にかかる経費の一部を助成いたします。

1. 助成対象

自動車共済契約組合員

2. 実施期間：令和7年8月1日から令和8年2月28日まで

全機器とも、令和7年1月1日以降に導入した機器が対象となります。

トラック協会の助成との重複利用も可能です。

期間中であっても助成総額の限度に達した時は、その時点で受付を終了いたします。

終了のお知らせは、当組合ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

3. 助成内容

対象機器	対象条件	助成金額	助成台数
ドライブレコーダー (ドラレコ単体)	全ての機器	・10,000円未満 ：購入金額と同額	令和7年3月末の自動車共済契約台数に基づきます(下記※区分別助成台数表参照)。
デジタルタコグラフ (デジタコ単体)		・10,000円以上 300,000円未満 ：10,000円	
ドラレコ・デジタコ (一体型)		・300,000円以上 ：30,000円	
後方確認センサー (トラックソナー)	購入金額50,000円以上	購入金額の半分 ※1台あたりの上限 ：100,000円	1社につき3台まで

※【区分別助成台数表】

区分	自動車共済契約台数 (令和7年3月末)	助成台数
A	100台以上	30台まで
B	50台～99台	25台まで
C	30台～49台	20台まで
D	11台～29台	10台まで
E	6台～10台	5台まで
F	1台～5台	自動車共済契約台数

4. 申請方法

申請方法および申請必要書類については、当組合のホームページをご確認ください。

(<https://www.kinkyu.or.jp>)

お申込み、お問い合わせは事故防止課 TEL 06-6965-2826



近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています
近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください
 ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0742-90-0510まで



近畿共済安全通信

9月は台風のシーズンで視界不良・スリップ・冠水による事故が増えます。スピードの出しすぎ・ハイドロプレーニング現象にも注意が必要です。また、雨だけではなく強風により車体があおられることも予想されます。その際の対応方法について解説します。

✓ ハンドルをしっかりと握る

ハンドルをしっかりと握り、横風で車が流されないようにするとともに、スピードを落としましょう。特に橋の上やトンネルの出入り口付近などは強風が吹きやすいので、一層の注意が必要です。



✓ 飛来物に注意

強風時は、紙やビニール袋などが空に舞い上がったり、そうした飛来物がフロントガラスを覆ったりして、視界が突然奪われることがあります。こんな時は、慌てて急ブレーキを踏まず、徐々に減速しながら車を左端に寄せて止め、飛来物を取り除きましょう。

！！日替わり動画配信中！！

毎日違う動画を配信中！
120本収録しています。
ご入用の際は近畿共済迄
ご連絡ください！

☎06-6965-2826

近畿交通共済協同組合
事故防止課 まで！

QRコードで安全運行！

～点呼の際、運転手さんへ周知をお願いします～



※上記QRコードを読み込むと、サンプル動画を視聴できます。
ステッカー及び動画の複製は、お断りいたします。

運転する前に、ドライバーが動画を
視聴することで安全意識が高まり、
事故防止につながります。



CMA出演：俳優 石井 杏奈

奈良県警察本部からのお知らせ

奈良県警察本部から

1 県内の交通事故発生状況



交通事故による死者が15人となっています。安全運転を心掛けてください。

8月15日現在

区分	令和7年	前年同期	増減数	備考
総件数	25,097 件	24,257 件	840 件	1日あたり約 106 件
人身事故件数	1,607 件	1,490 件	117 件	1日あたり約 7 件
	死者数 15 人	13 人	2 人	約15日に 1 人
	負傷者数 1,941 人	1,792 人	149 人	1日あたり約 8 人
物件事故件数	23,490 件	22,767 件	723 件	1日あたり約 99 件

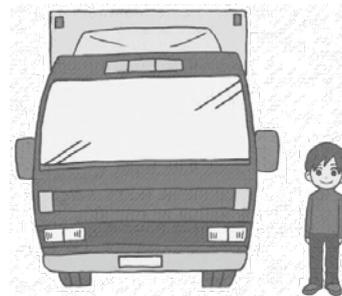
※令和7年の件数、死傷者数は概数です。

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

8月15日現在

区分	令和7年	前年同期	増減数
総件数	1,312 件	1,262 件	50 件
人身事故件数	73 件	73 件	0 件
	死者数 3 人	1 人	2 人
	負傷者数 88 人	93 人	-5 人
物件事故件数	1,239 件	1,189 件	50 件

※令和7年の件数、死傷者数は概数です。



秋の

交通安全県民運動

2025.9.21(日)～9.30(火)まで



県内統一デー



運動の重点

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と
反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進



ながらスマホや飲酒運転等の根絶と
夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

「ながら運転」は
違反です!

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの
理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



9/21 (日) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践
と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用推
進デー【全国重点】

9/22 (月) 自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着
用推進デー【全国重点】

9/26 (金) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と
夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用
推進デー【全国重点】

9/30 (火) 交通事故死ゼロを目指す日【全国一
斉】

令和7年度 自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式

日時：令和7年8月18日(月) 午後2時～
 場所：奈良運輸支局 2階 会議室



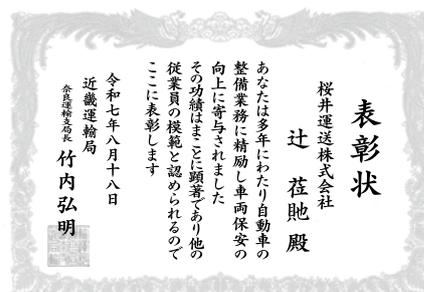
▲左から塚本会長、辻氏、竹内支局長、的場氏、海保会長（奈良県自動車整備振興会）

多年にわたり自動車の整備業務に精励し車両保安の向上に寄与したとして奈良県トラック協会から桜井運送（株）の辻荻馳氏（もとのぶ）氏、奈良県自動車整備振興会から（株）西本自動車商会の的場浩之氏の2名が、近畿運輸局奈良運輸支局長表彰を受賞されました。式典では表彰状授与のあと奈良運輸支局の竹内弘明支局長が「お二人が長年培われてきた豊富な知識、すぐれた技能は日本の自動車社会の宝物であり、後輩の指導、育成にご尽力いただき、自動車業界のさらなる発展に寄与される



▲塚本会長から記念品を受取る辻氏

ことを願っている」と祝辞を述べました。また来賓を代表して（一社）奈良県自動車整備振興会の海保力也会長は「将来的に更なるデジタル化や先進技術の導入が進むことが予想される中



で、業界をあげてそれらの課題に対応していけるよう努めてまいりたい」と業界の課題とお祝いの言葉を贈りました。

奈良県自動車関係団体協議会 第51回通常総会

令和7年8月1日（金）、奈良ホテルにおいて、奈良県自動車関係団体協議会（14団体）第51回通常総会が行われました。

協議会の菊池 攻会長（奈良県自動車販売店協会会長）が開会の挨拶、議題の令和6年度事業報告及び収支決算報告、令和7年度事業計画及び収支予算について諮られ、全て承認されました。

その後、顧問、来賓が入場され、山下 真奈良県知事、顧問の高市早苗衆議院議員（元経済安全保障担当大臣、元内閣府特命担当大臣）、竹内弘明近畿運輸局奈良運輸支局長から、挨拶がありました。



▲写真右から、谷口義美軽自動車検査協会奈良事務所長、山下 真奈良県知事、菊池会長、高市早苗衆議院議員、竹内奈良運輸支局長



▲写真右から、池田英憲奈良県タクシー協会会長、塚本哲夫奈良県トラック協会会長、菊池会長、森島和洋奈良県バス協会会長、海保力也奈良県自動車整備振興会会長

トラック奈良 2025年9月 第377号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

「点呼」は安全運行の要

安全最優先の徹底 飲酒運転の根絶

近畿運輸局 奈良運輸支局
奈良県トラック協会